

全権委員會議 〔千九百九十四年京都及び千九百九十八年ミネア
ポリス〕において改正された國際電気通信連合條約 〔千九百九
十二年ジュネーブ〕を改正する文書 〔全権委員會議 〔二千二年
マラケシュ〕において採択された改正〕 〔新旧対照〕

〔参考〕

改正後	改正前
<p>第一章 連合の運営</p> <p>第一節</p> <p>第一条 (略)</p> <p>第二条 選挙及び関係事項</p> <p>理事会</p> <p>1 及び 2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>一 (a) 理事会の構成員が理事会の連続する二の通常会期に代表者を出席させなかった場合</p> <p>二 (b) (略)</p>	<p>第一章 連合の運営</p> <p>第一節</p> <p>第一条 (略)</p> <p>第二条 選挙及び関係事項</p> <p>理事会</p> <p>1 及び 2 (略)</p> <p>3 次のいずれかの場合には、理事会に欠員が生じたものとみなす。</p> <p>一 (a) 理事会の構成員が理事会の連続する二の通常会期に代表者を出席させなかった場合</p> <p>二 (b) 構成国が理事会の構成員としての地位を放棄した場合</p>

役員 (略)

無線通信規則委員会の委員

- 二
- 二 1 (略)
- 二 2 全権委員会議から全権委員会議までの間において、無線通信規則委員会の委員が辞職し又はその職を行うことができなくなつた場合には、事務総局長は、無線通信局長と協議の上、関係地域に属する構成国に理事会の次回の会期における後任者の選挙のための候補者を指名するよう要請する。ただし、理事会の会期の前において又は理事会の会期から次回の全権委員会議までの間において九十日を超えて空席が生ずる場合には、関係構成国は、できる限り速やかに、かつ、九十日以内に、自国民である他の者を後任者として指名するものとし、この後任者は、場合に応じ、理事会又は次回の全権委員会議が選出する新たな委員が就任するまでその職にとどまる。この後任者は、場合に応じ、理事会又は全権委員会議による選挙のための候補者として指名されることができる。

役員 (略)

無線通信規則委員会の委員

- 二
- 二 1 (略)
- 二 2 全権委員会議から全権委員会議までの間において、無線通信規則委員会の委員が辞職し又はその職務を行うことができなくなつた場合には、事務総局長は、無線通信局長と協議の上、関係地域に属する連合員に理事会の次回の会期における後任者の選挙のための候補者を指名するよう要請する。ただし、理事会の会期の前において又は理事会の会期から次回の全権委員会議までの間において九十日を超えて空席が生ずる場合には、関係連合員は、できる限り速やかに、かつ、九十日以内に、自国民である他の者を後任者として指名するものとし、この後任者は、場合に応じ、理事会又は次回の全権委員会議が選出する新たな委員が就任するまでその職にとどまる。後任者は、場合に応じ、理事会又は全権委員会議による選挙に対する候補者として指名されることができる。

二二一 3 無線通信規則委員会の委員は、同委員会の会合

に連続して三回欠席した場合には、その職務を行うことができなくなつたものとみなす。事務総局長は、同委員会の議長及び委員並びに関係構成国と協議の上、同委員会に空席が生じている旨を宣言し、第二一号に定める措置をとる。

第三条 その他の会議及び総会

1から6まで (略)

四七 7 第四二号、第四六号、第一一八号、第一二三号

及び第一三八号並びに連合の会議、総会及び会合の一般規則第二六号、第二八号、第二九号、第三一号及び第三六号の規定に係る協議において、理事會が定める期間内に回答しない構成国は、当該協議に参加しないものとみなし、したがつて、過半数の計算においては、考慮に入れない。受領した回答の数が協議を受けた構成国の数の二分の一を超えない場合には、新たな協議を行い、その結果は、投票総数のいかなを問わず最終的なものと

二二一 3 無線通信規則委員会の委員は、同委員会の会合

に連続して数回欠席した場合には、その職務を行うことができなくなつたものとみなす。事務総局長は、同委員会の議長及び委員並びに関係連合員と協議の上、同委員会に空席が生じている旨を宣言し、第二一号に定める措置をとる。

第三条 その他の会議及び総会

1から6まで (略)

四七 7 第四二号、第四六号、第一一八号、第一二三

号、第一三八号、第三〇二号、第三〇四号、第三〇五号、第三〇七号及び第三一二号の規定に係る協議において、理事會が定める期間内に回答しない構成国は、当該協議に参加しないものとみなし、したがつて、過半数の計算においては、考慮に入れない。受領した回答の数が協議を受けた構成国の数の二分の一を超えない場合には、新たな協議を行い、その結果は、投票総数のいかなを問わず最終的なものとする。

する。

四八 8 (1) (略)
四九 (2) (略)

第二節

第四条 理事会

1 から5まで (略)

五七 6 理事会の構成員が国際連合開発計画の作成する
一覽表において開発途上国に属する場合には、当
該構成員の代表者が理事会の会期においてその職
務を行うために要する旅行、滞在及び保険に關す
る費用に限り、連合が負担する。

7 及び 8 (略)

六〇 9 (略)

四八 8 (1) (略)
四九 (2) (略)

第二節

第四条 理事会

1 から5まで (略)

五七 6 理事会の構成員の代表者が理事会の会期におい
てその職務を行うために要する旅行、滞在及び保
険に關する費用に限り、連合が負担する。

7 及び 8 (略)

六〇 9 事務総局長、事務総局次長及び各局長は、権利
として理事会の討議に参加する。ただし、投票に
は加わらない。もっとも、理事会は、その構成員
の代表者のみに限定した会合を行うことができ
る。

六〇A 9の二 理事会の構成員でない構成国は、事務総局長にあらかじめ通知した上で、一人のオブザーバーを理事会並びにその委員会及び作業部会の会合に自らの費用で派遣することができる。オブザーバーは、その会合において投票権を有しない。

六〇B 部門構成員は、理事会並びにその委員会及び作業部会の会合に、オブザーバーとして、理事会の定める条件（当該オブザーバーの人数及びその任命の手續に関する条件を含む。）に従って出席することができる。

六一 10 (略)

六一A 10の二 理事会は、全権委員会議が採択した会計上の限度額を常に尊重しつつ、必要に応じ、業務計画の基礎となる戦略計画を検討し及び最新のものとすることができるものとし、その旨を構成国及び部門構成員に通知することができる。

六一B 10の三 理事会は、その内部規則を定める。

六一 11 (略)

六〇A 理事会の構成員でない構成国は、事務総局長にあらかじめ通知した上で、一人のオブザーバーを理事会並びにその委員会及び作業部会の会合に自らの費用で派遣することができる。オブザーバーは、その会合において投票権又は発言する権利を有しない。

六一 10 (略)

六一 11 理事会は、全権委員会議から全権委員会議までの間において、連合の総合的な運営及び管理を監

六一A

- (1) 憲章第七四A号に定めるところにより事務総局長が提供する戦略計画のための具体的な資料を受領し及びその資料について検討し、次回の全権委員会議の前に開催される理事会であつて直近のものに一回先立つ理事会の通常会期において構成国、部門構成員及び各部門の諮問委員会からの意見を参考として新たな戦略計画案の作成を開始し、並びに当該全権委員会議の遅くとも四箇月前までに調整された新たな戦略計画案を作成すること。

六一B

- (2) 連合の戦略計画及び財政計画並びに各部門及び事務総局の業務計画の作成に関する日程を定め、並びにこれらの計画の間に適切な相互関係を持たせること。

六三

- (1) (略)

督するものとし、特に次のことを行う。

- 六三 (1) 俸給、手当及び年金について共通制度を適用している国際連合及び専門機関の現行の例を考慮して、連合の職員規則及び財政規則並びに必要と認めるその他の規則を承認し及び改正するに付。

六四 (2) (略)
六五 (a) (略)

六六 (b) (略)

六七 (c) (略)

六八 (d) (略)

六九 (3) (略)

六四 (2) 必要な場合には、次のことを行うこと。
六五 (a) 専門職以上の職（選挙によって任命される職を除く。）の職員の基準俸給表を、共通制度中のこれらに相当する職の職員について国際連合の定める基準俸給表に一致させるように調整すること。

六六 (b) 一般職の職員の基準俸給表を、連合の所在地について国際連合及び専門機関の適用する俸給表に一致させるように調整すること。

六七 (c) 専門職以上の職（選挙によって任命される職を含む。）の勤務地手当を、国際連合が連合の所在地について適用することを決定したものに依じて調整すること。

六八 (d) 連合のすべての職員の手当を、国際連合の共通制度について行われるすべての修正に応じて調整すること。

六九 (3) 連合の職員の衡平な地理的配分及び専門職以上の職において女性が代表されることを確保するために必要な決定を行い、並びに当該決定の実施について監督すること。

七〇 (4) (略)

七一 (5) (略)

七二 (6) (略)

七三 (7) 憲章第五〇号の規定に係る全権委員会議の決定及び憲章第五一号の規定に従って同会議が定める会計上の限度額を考慮して、連合の二年予算を審査し及び決定し、並びにその次の二年の

七〇 (4) 事務総局及び連合の各部門の局の組織に関する主要な改革であつて、憲章及びこの条約に適合するものについての提案が調整委員会による検討の後に事務総局長により付託された場合には、その提案について決定を行うこと。

七一 (5) 全権委員会議の一般的指示及び憲章第二十七条の関連規定を考慮して、連合の職、職員及び人的資源開発計画についての数年間にわたる総合計画を検討し及び決定し、並びに連合の職員編成(定員及び構成を含む。)に関する指針を与えること。

七二 (6) 必要な場合には、連合及び職員が国際連合職員年金共同基金に対して支払う掛金を同基金の規則及び細則に応じて調整し、並びに同基金における例に倣つて、連合の職員保険基金の受給者に支払う物価騰貴手当を調整すること。

七三 (7) 憲章第五〇号の規定に係る全権委員会議の決定及び憲章第五一号の規定に従って同会議が定める会計上の限度額を考慮して、連合の二年予算を審査し及び決定し、並びにその次の二年の

期間に係る予算の見積書（第一〇一号の規定に基づき事務総局長が作成する会計報告に含める。）を検討すること。理事会は、できる限りの節減を行うことを旨とし、他方、できる限り速やかに満足すべき結果を得ることが連合の責務であることに留意する。この場合において、理事会は、連合の戦略計画において明らかにされる全権委員会議が確立した優先順位、第八六号に規定する事務総局長による報告において表明される調整委員会の意見及び第一〇一号に規定する会計報告を考慮に入れる。

七四 (8) (略)

七五 (9) (略)

期間に係る予算の見積書を検討すること。理事会は、できる限りの節減を行うことを旨とし、他方、できる限り速やかに満足すべき結果を得ることが連合の責務であることに留意する。この場合において、理事会は、第八六号に規定する事務総局長による報告において表明される調整委員会の意見及び第一〇一号に規定する会計報告を考慮に入れる。

七四 (8) 事務総局長が作成する連合の会計計算書を毎年検査するために必要なすべての措置をとり、必要な場合には、次回の全権委員会議に提出するため、この会計計算書を承認すること。

七五 (9) 連合の会議又は総会の招集に必要な措置をとること並びに世界会議又は総会については構成国の過半数、地域会議については関係地域に属する構成国の過半数の同意を得て、これらの会議又は総会を準備し及び組織するために事務総

- 七六 (10) (略)
- 七七 (11) (略)
- 七八 (12) (略)
- 七九 (13) 憲章、この条約及び業務規則に規定されておらず、かつ、次回の権限のある会議まで解決を待つことができない問題を暫定的に処理するため、構成国の過半数の同意を得て、必要なすべての措置をとること。
- 八〇 (14) (略)

- 七六 (10) 第二八号の規定に係る必要な決定を行うこと。
- 七七 (11) 会議が採択した決定であつて会計上の影響を伴うものの実施について決定を行うこと。
- 七八 (12) 憲章、この条約及び業務規則に定める範囲内で、連合の良好な運営に必要と認めるその他のすべての措置をとること。
- 七九 (13) 憲章、この条約、業務規則及びこれらの附属書に規定されておらず、かつ、次回の権限のある会議まで解決を待つことができない問題を暫定的に処理するため、構成国の過半数の同意を得て、必要なすべての措置をとること。
- 八〇 (14) 憲章の第四十九条及び第五十条に規定するすべての国際機関との調整を確保すること。このため、理事会は、連合を代表して、同条並びに条約の第二六〇号及び第二六一号に規定する国際機関と、また、国際連合と国際電気通信連合

八一 〇九 会期の後三十日以内に、業務の概要記録及び有用と認めるすべての文書を構成国に送付すること。

八二 〇九 (略)

第三節

第五条 事務総局

八三 1 (略)

八四 (a) (略)

との間の協定を適用して国際連合と、暫定的協定を締結する。これらの暫定的協定は、憲章第八条の関連規定により次回の全権委員会議に提出しなければならない。

八一 〇九 会期の後できる限り速やかに、業務の概要記録及び有用と認めるすべての文書を構成国に送付すること。

八二 〇九 前回の全権委員会議の後の連合の活動に関する報告及び適当と認める勧告を全権委員会議に提出すること。

第三節

第五条 事務総局

八三 1 事務総局長は、次のことを行う。

八四 (a) 連合の資源を総合的に管理すること。事務総局長は、必要な場合には調整委員会と協議した上で、この資源の一部の管理を事務総局次長及び各局長に委任することができる。

八五 (b) (略)

八六 (c) (略)

八六 A (d) (略)

八七 (4) (略)

八七 A (10) 戦略計画に適合する事務総局の職員が行う活動の四年間の業務計画（全権委員会議が承認した財政計画を十分に考慮に入れた会計上の影響を含む。）であつて、次の年及びその後の三年間を対象とするものを毎年作成すること。この

八五 (b) 連合の資源の最も効果的かつ経済的な活用を確保するため、調整委員会の意見を考慮して、事務総局及び連合の各部門の活動を調整すること。

八六 (c) 調整委員会の援助の下に、前回の全権委員会議の後の電気通信を取り巻く環境の変化を示す報告であつて、連合の将来の政策及び戦略に関する勧告並びにその会計上の影響に対する評価を含むものを作成し、理事会に提出すること。

八六 A (d) 全権委員会議が採択した戦略計画の実施について調整し、理事会による審査のため、その実施について年次報告を作成すること。

八七 (4) 全権委員会議が与える指示及び理事会が定める規則に従つて、事務総局の業務を組織し、及び事務総局の職員を任命すること。

八七 A (10) 理事会による審査のため、事務総局の職員が行う活動の業務計画及び資金上の計画であつて戦略計画の実施を支援するためのものを毎年作成すること。

四年間の業務計画については、三部門のすべての諮問委員会が検討し、並びに理事会が毎年審査し及び承認する。

八八 (e) (略)

八九 (f) (略)

九〇 (g) (略)

九一 (h) (略)

九二 (i) (略)

八八 (e) 連合の各部門の局に関する事務的措置をとり、並びに関係局長による選考及び推薦に基づいて各局の職員を任命すること。任免の最終の決定は、事務総局長が行う。

八九 (f) 国際連合及び専門機関の決定で共通制度の勤務、手当及び年金の条件に影響を及ぼすものを理事会に報告すること。

九〇 (g) 理事会が採択する規則の適用を確保すること。

九一 (h) 連合に対して法律上の助言を与えること。

九二 (i) 事務的な管理の必要上、連合の職員の最も有効な活用を確保し及び共通制度の勤務条件をこれらの職員に適用するため、これらの職員の監督を行うこと。各局長を直接補佐するために任命される職員は、理事会の一般的な事務上の指示に従いつつ、事務総局長の事務上の権限の下に置かれるものとし、関係局長の直接の指揮の

九三 (j) (略)

九四 (k) (略)

九五 (l) (略)

九六 (m) (略)

九七 (n) (略)

下に執務する。

九三 (j) 連合の全般的な利益のため、関係局長と協議の上、連合の本部における事務量の変動に応じて、職員を任命された職務とは別の職務に臨時に配置すること。

九四 (k) 関係局長と合意の上、各部門の会議及び会合のため、必要な事務上及び会計上の措置をとること。

九五 (l) 各部門の責務を考慮して、連合の会議の前後において事務局としての適当な事務を行うこと。

九六 (m) 地域的な協議の結果を考慮して、第三四二号に定める代表団の長の第一回会合のために勧告を作成すること。

九七 (n) 必要な場合には招請政府と協力して、連合の会議の事務局を設置し、及び、必要に応じて関係局長と協力して、必要と認める範囲で第九三号の規定に従って連合の職員を臨時に配置することにより、連合の会合の開催に必要な役務を提供すること。事務総局長は、請求があるとき

九八 (ロ) (略)

九九 (ロ) (略)

一〇〇 (ロ) (略)

九八 (ロ) は、契約によつて、電気通信に関するその他の
会社の事務局を設置することができる。

九八 (ロ) 業務書類、公報その他の文書及び記録（事務
総局及び各部門が作成したもの、連合に送付さ
れたもの又は会議若しくは理事会が公表を請求
するもの）を、適当な時期に公表し及び配布す
るため、必要な措置をとること。会議が公表を
請求する業務書類その他の文書に関しては、理
事会が、関係会議と協議の上、公表する文書の
一覧表を常時整備しておく。

九九 (ロ) 収集された情報又は利用することができる情
報（他の国際機関から収集することができるも
のを含む。）により、電気通信に関する一般の
情報及び資料の雑誌を定期的に刊行すること。

一〇〇 (ロ) 調整委員会と協議を行い、かつ、できる限り
の節減を行った後、全権委員会が定める会計
上の限度額を考慮して、連合の経費を支弁する
ための二年予算の案を作成し、理事会に提出す
ること。その予算案は、三部門のそれぞれの経
費に基づく予算（事務総局長が与える予算上の

一〇一 (r) (略)

一〇二 (s) (略)

一〇二A (t) (略)

指示に従って作成されるもの)を一括する総合的なものとし、一一の様式から成る。一の様式は、分担単位当たりの増額を伴わない予算額を示し、他の様式は、全権委員会議が定めた限度内の増額を伴う予算額(予備勘定のための繰入れを行った後のもの)を示す。予算に関する決議は、理事会の承認を得た後、すべての構成国に情報として送付する。

一〇一 (r) 調整委員会の援助の下に、財政規則に従い年次会計報告を作成し、理事会にこれを提出すること。審査及び最終的承認を受けるため、総合的な会計報告及び会計計算書を作成し、次回の全権委員会議に提出すること。

一〇二 (s) 調整委員会の援助の下に、連合の活動に関する年次報告を作成し、理事会の承認を得た後、すべての構成国に送付すること。

一〇二A (t) 憲章第七六A号に規定する特別取極を管理すること。その管理の費用は、当該取極の署名国と事務総局長との間で合意される方法で当該署名国が負担する。

一〇三 (t) (略)

一〇四 (u) (略)

一〇五 2 (略)

第四節

第六条 調整委員会

1から3まで (略)

一一四 4 調整委員会の業務に関して作成される報告は、請求に基づいて理事会の構成員に提供される。

第五節 無線通信部門

第七条 (略)

第八条 無線通信総会

一二九 1 (略)

一〇三 (t) その他連合のすべての事務局の職務を行うこと。

一〇四 (u) その他理事会が委任する職務を行うこと。

一〇五 2 (略)

第四節

第六条 調整委員会

1から3まで (略)

一一四 4 調整委員会の業務に関して作成される報告は、請求に基づいて理事会の構成員に提供される。

第五節 無線通信部門

第七条 (略)

第八条 無線通信総会

一二九 1 無線通信総会は、自己の定めた手続に従って採

択した問題又は全権委員会議その他の会議、理事会若しくは無線通信規則委員会が付託した問題について、勧告を検討し、必要な場合には、勧告を作成する。

一三〇 2 無線通信総会は、第一二九号の規定に関し、次のことを行う。

一三一 (1) 無線通信研究委員会が第一五七号の規定に従って作成した報告を審査し、この報告中の勧告案を承認し、修正し又は否決し、及び無線通信諮問委員会が第一六〇H号の規定に従って作成した報告を審査すること。

一三二 (2) 連合の負担を最小限度にとどめることが必要であることを考慮して、研究中の問題及び新たな問題の検討に基づく作業計画を承認し、それらの問題の優先度及び緊急度並びにそれらの問題の研究を実施することによる会計上の影響を評価し、並びにその研究を完了するための期間

一二九 A 1の二 無線通信総会は、憲章第一四五A号の規定に従い、無線通信部門の活動の管理のための作業の方法及び手続を採択する権限を有する。

一三〇 2 (略)

一三一 (1) (略)

一三二 (2) (略)

一三三 (3) (略)

一三四 (4) (略)

一三五 (5) (略)

一三六 (6) (略)

一三六 A (7) 他の部会を存続させ、廃止し又は設置する必要性について決定し、並びに当該他の部会の議長及び副議長を任命すること。

一三六 B (8) 第一三六 A 号に規定する部会の付託事項を定めること。当該部会は、問題又は勧告を採択しない。

を定めること。

一三三 (3) 第一三二号の規定に基づいて承認した作業計画を考慮して、研究委員会を存続させるべきか

廃止すべきか及び新たな研究委員会を設置する必要があるかないかを決定し、並びに研究すべき問題を各研究委員会に割り当てること。

一三四 (4) 開発途上国が関心のある問題の研究に参加することを容易にするため、できる限り、そのような問題を一括すること。

一三五 (5) 世界無線通信会議の要請に応じ、自己の権限内の事項について助言を与えること。

一三六 (6) 将来の無線通信会議の議事日程に掲げられる可能性のある事項に関する業務の進捗状況につき、次回の世界無線通信会議に報告すること。

一三七 3 (略)

一三七 A 4 無線通信総会は、その権限内の特定の問題（無線通信規則に含まれる手続に関するものを除く。）を、その問題について必要とされる措置を示して無線通信諮問委員会に付託することができる。

第九条 (略)

第十条 無線通信規則委員会

一三九 (略)

一四〇 2 無線通信規則委員会は、憲章第十四条に定める任務を行うほか、次のことを行う。

(1) 一又は二以上の関係主管庁の請求により、有害な混信の事案の調査に関する無線通信局長の報告を審査し、必要な勧告を作成すること。

(2) また、無線通信局から独立して、一又は二以上の関係主管庁の請求により、周波数割当てに関する無線通信局が行った決定に対する不服申立

一三七 3 (略)

一三七 A 無線通信総会は、助言を得るため、その権限内の特定の問題について無線通信諮問委員会に付託することができる。

第九条 (略)

第十条 無線通信規則委員会

一三九 削除

一四〇 2 無線通信規則委員会は、憲章第十四条に定める任務を行うほか、一又は二以上の関係主管庁の請求により、有害な混信の事案の調査に関する無線通信局長の報告を審査し、必要な勧告を作成する。

てを審査すること。

一四一 3 無線通信規則委員会の委員は、顧問の資格で無線通信会議に参加する。この場合において、委員は、自国の代表団の一員としてこの会議に参加してはならない。

一四一 A 3の二 無線通信規則委員会が指名した二名の委員は、顧問の資格で全権委員会議及び無線通信総会に参加する。この場合において、同委員会が指名した二名の委員は、自国の代表団の一員としてこれらの会議又は総会に参加してはならない。

一四二 4 (略)

一四二 A 4の二 無線通信規則委員会の委員は、憲章及びこの条約に定める連合のための任務を遂行する間又は連合のための職務を行う間、構成国における国内法令又は他の適用される法令の関連規定に定め

一四一 3 無線通信規則委員会の委員は、顧問の資格で無線通信会議及び無線通信総会に参加する義務を負う。同委員会の議長及び副議長又はこれらの代理として指名された者は、顧問の資格で全権委員会議に参加する義務を負う。これらの義務を負う委員は、いずれの場合にも、自国の代表団の一員としてこれらの会議に参加してはならない。

一四二 4 (略)

るところにより、当該構成国が連合の選出された役員に与えるものと同等の職務上の特権及び免除を享有する。このような職務上の特権及び免除は、連合の目的のために委員に与えられるものであつて、委員個人の利益のために与えられるものではない。連合は、委員に与えられた免除について、その免除が司法の適正な運営に反するものであり、かつ、当該免除を放棄することが連合の利益を害しないと認めるときはいつでも、当該免除を放棄することができ、また、放棄しなければならぬ。

一四三 5 (略)

一四四 (1) (略)

一四五 (2) 無線通信規則委員会は、通常一年に四回を限度として、五日以内の期間で、原則として連合

一四三 5 無線通信規則委員会の運営方法は、次のとおりとする。

一四四 (1) 委員は、議長及び副議長を互選する。議長及び副議長は、一年間その職務を行う。その後は、毎年、副議長が議長の職を継ぎ、新たに副議長が選出される。議長及び副議長が不在のときは、委員は、臨時に、仮議長を互選する。

一四五 (2) 無線通信規則委員会は、通常一年に四回を限度として、原則として連合の所在地において会

の所在地において会合する。その会合には、少なくとも委員の三分の二が出席していなければならぬ。同委員会は、最新の通信手段により、その任務を行うことができる。ただし、検討される事項により同委員会が必要と認めるときは、同委員会は、会合の数を増加させることができる。また、例外的に会合を二週間以内の期間とすることができる。

一四六 (3) (略)

一四七 (4) (略)

合する。その会合には、委員の少なくとも三分の二が出席していなければならぬ。同委員会は、最新の通信手段により、その任務を行うことができる。

一四六 (3) 無線通信規則委員会は、全会一致で決定を行うよう努めなければならない。全会一致が得られない場合には、決定は、委員の少なくとも三分の二が投票によって賛成の意思を表明した場合に限り、有効と認められる。各委員は、一票を有する。代理による投票は、認められない。

一四七 (4) 無線通信規則委員会は、必要と認める内部規定を採択することができる。この内部規定は、憲章、この条約及び無線通信規則に適合するものとし、手続規則の一部として公表する。

第十一条 (略)

第十一条のA 無線通信諮問委員会

一六〇A 1 無線通信諮問委員会は、構成国の主管庁の代表者、部門構成員の代表者並びに研究委員会及び他の部会の議長に開放するものとし、無線通信局長を通じて行動する。

一六〇B 2 (略)

一六〇C (1) 無線通信会議の準備、無線通信総会、研究委員会及び他の部会に関する優先順位、計画、運用、財政事項及び戦略並びに連合の会議、無線通信総会又は理事会が指定する特定の問題を検討すること。

一六〇C (1) 業務計画に定める目標のうち無線通信局が達成しなかった又は達成することができなかったものが含まれる分野を明らかにするため直前の期間の当該計画の実施状況について検討し、及び必要な是正措置をとるよう無線通信局長に助言を与えること。

第十一条 (略)

第十一条のA 無線通信諮問委員会

一六〇A 1 無線通信諮問委員会は、構成国の主管庁の代表者、部門構成員の代表者及び研究委員会の議長に開放するものとし、無線通信局長を通じて行動する。

一六〇B 2 無線通信諮問委員会は、次のことを行う。

一六〇C (1) 無線通信会議の準備、無線通信総会及び研究委員会に関する優先順位、計画、運用、財政事項及び戦略並びに連合の会議、無線通信総会又は理事会が指定する特定の問題を検討すること。

一六〇D (2) (略)

一六〇E (3) (略)

一六〇F (4) (略)

一六〇G (5) (略)

一六〇H (6) (略)

一六〇I (7) 無線通信総会のため、第一三七A号の規定に基づいて付託された問題について報告書を作成し、同総会に提出するため当該報告書を無線通信局長に送付すること。

第十二条 無線通信局

一六一 1 (略)

一六二 2 (略)

一六〇D (2) 第一三二号の規定に基づいて作成する作業計画の実施に関する進捗状況を検討すること。

一六〇E (3) 研究委員会の業務のための指針を提供すること。

一六〇F (4) 他の標準化機関、電気通信標準化部門、電気通信開発部門及び事務総局との協力及び調整を促進するための措置を勧告すること。

一六〇G (5) 無線通信総会が採用した運営方法に抵触しない運営方法を採用すること。

一六〇H (6) 無線通信局長のため、これらの事項に関する措置を示す報告書を作成すること。

第十二条 無線通信局

一六一 1 (略)

一六二 2 無線通信局長は、特に次のことを行う。

一六三 (1) (略)

一六四 (a) 無線通信研究委員会、他の部会及び無線通信局の準備作業を調整し、その準備作業の結果を構成国及び部門構成員に通報し、構成国及び部門構成員の意見を取りまとめ、並びに総合的な報告を無線通信会議に提出すること。その報告には、規制の性質を有する提案を含めることができる。

一六五 (b) 無線通信会議、無線通信総会、無線通信研究委員会及び他の部会の討議に、権利として、ただし顧問の資格で、参加すること。無線通信局長は、無線通信会議及び無線通信部門の会合の準備に不可欠なすべての措置をとるものとし、その措置をとるに当たっては、第九四号の規定により事務総局及び必要な場合には連合のその他の部門と協議し、並びにその準備に関して理事会が与えた指示に受当な考慮を払う。

一六六 (c) (略)

一六三 (1) 無線通信会議に関し、次のことを行うこと。

一六四 (a) 無線通信研究委員会及び無線通信局の準備作業を調整し、その準備作業の結果を構成国及び無線通信部門の部門構成員に通報し、構成国及び無線通信部門の部門構成員の意見を取りまとめ、並びに総合的な報告を無線通信会議に提出すること。その報告には、規制の性質を有する提案を含めることができる。

一六五 (b) 無線通信総会及び無線通信研究委員会の討議に、権利として、ただし顧問の資格で、参加すること。無線通信局長は、無線通信会議及び無線通信部門の会合の準備に不可欠なすべての措置をとるものとし、その措置をとるに当たっては、第九四号の規定により事務総局及び必要な場合には連合のその他の部門と協議し、並びにその準備に関して理事会が与えた指示に受当な考慮を払う。

一六六 (c) 無線通信会議の準備に関して、開発途上国に対して援助を与えること。

一六七 (2) (略)

一六八 (a) (略)

一六九 (b) すべての構成国に無線通信規則委員会の手

続規則を通知し、同規則に関して主管庁が提出した意見を取りまとめ、及びその意見を同委員会に提出すること。

一七〇 (c) 無線通信規則の関連規定、地域的な合意及び関連する手続規則を適用するに当たり、主管

庁が提供した情報を処理し、必要な場合には、それらの情報を適当な形式によって公表するための準備を行うこと。

一七一 (d) (略)

一六七 (2) 無線通信規則委員会に関し、次のことを行うこと。

一六八 (a) 手続規則案を作成し、承認を得るために無線通信規則委員会にこれを提出すること。この手続規則案には、特に、無線通信規則の適用に必要な計算の方法及びデータを含める。

一六九 (b) すべての構成国に無線通信規則委員会の手続規則を通知し、同規則に関して主管庁が提出した意見を取りまとめること。

一七〇 (c) 無線通信規則の関連規定及び地域的な合意を適用するに当たり、主管庁が提供した情報を処理し、必要な場合には、それらの情報を適当な形式によって公表するための準備を行うこと。

一七一 (d) 無線通信規則委員会が承認した手続規則を適用し、同規則に基づく結論を準備し及び公表し、並びに結論の再審査であつて、主管庁が請求し、かつ、同規則の適用によって解決することができないものを同委員会に付託す

一七二	(e)	(略)	一七二	(e)	周波数割当て（必要な場合には軌道に係る関連する特性を含む。）の秩序ある記録及び登録を無線通信規則の関連規定に従って行うこと並びに国際周波数登録原簿を常時整備しておくこと。周波数スペクトルの実際の使用状況を反映していない記載を関係主管庁の同意を得て、場合に応じ、修正し又は削除するため、当該原簿への記載を検査すること。
一七三	(f)	(略)	一七三	(f)	有害な混信の事案を解決するよう請求する一又は二以上の関係主管庁を援助し、並びに必要な場合には、調査を行い、及び無線通信規則委員会による審査のため報告（関係主管庁に対する勧告案を含む。）を作成すること。
一七四	(g)	(略)	一七四	(g)	無線通信規則委員会の事務局長の職務を行うこと。
一七五	(3)	無線通信研究委員会及び他の部会の業務を調整し、並びにその業務を組織すること。	一七五	(3)	無線通信研究委員会の業務を調整し、及びその業務を組織すること。
一七五A	(30)	(略)	一七五A	(30)	無線通信諮問委員会に対し必要な支援を行うこと。

一七五B

(30)

無線通信研究委員会及び他の部会の業務への
開発途上国の参加を容易にするため、実際のな
措置をとること。

一七六

(4)

(略)

一七七

(a)

(略)

一七八

(b)

(略)

一七五B

(30)

い、並びに構成国、無線通信部門の部門構成員
及び理事会对し同諮問委員会の業務の結果に
ついて毎年報告すること。

無線通信研究委員会の業務への開発途上国の
参加を容易にするため、実際のな措置をとるこ
と。

一七六

(4)

更に、次のことを行うこと。

一七七

(a)

有害な混信を生ずるおそれのある周波数ス
ペクトルの部分における限り多数の無
線通信路の運用及び対地静止衛星軌道その
他の衛星軌道の公平、効果的かつ経済的な使用
のため、援助を要請する構成国の必要性、開
発途上国の特別な必要性及び特定の国の特殊
な地理的事情を考慮して、意見を提出するた
めに研究を行うこと。

一七八

(b)

機械による読取りが可能な形式その他の形
式により構成国及び部門構成員とデータを交
換し、並びに無線通信部門の文書及びデータ
ベースを作成し及び常時整備しておくこと。
また、必要に応じ事務総局長と協力して、そ

一七九	(c) (略)	一七九	これらの文書及びデータベースを憲章第一七二号の規定に従い連合の業務用言語により公表するために有用なすべての措置をとること。
一八〇	(d) 世界無線通信会議に提出する報告において、前回の同会議の後の無線通信部門の活動を報告すること。世界無線通信会議が予定されない場合には、前回の同会議の後の同部門の活動に関する報告を理事会に提出し、並びに参考のため構成国及び部門構成員に提出する。	一八〇	(d) 世界無線通信会議に提出する報告において、前回の同会議の後の無線通信部門の活動を報告すること。世界無線通信会議が予定されない場合には、前回の同会議の後の二年の期間における同部門の活動に関する報告を理事会に提出し、並びに参考のために構成国及び部門構成員に提出する。
一八一	(e) (略)	一八一	(e) 無線通信部門が必要とする費用に基づいて予算見積書を作成し、並びに、当該予算見積書が調整委員会によって審査され及び連合の予算に含められるようにするため、事務総局長に当該予算見積書を送付すること。
一八一 A	(f) 無線通信部門全体を支援するために無線通信局が行う活動の四年間の業務計画（会計上の影響を含む。）であつて、次の年及びその後の三年間を対象とするものを毎年作成する	一八一 A	(f) 第十一条の A の規定に基づく無線通信諮問委員会による検討を経て理事会に提出するため、無線通信局が行う活動の業務計画及び資金上の計画であつて無線通信部門全体を支援

こと。この四年間の業務計画については、
第十一条のAの規定に従い無線通信諮問委員
会が検討し、並びに理事会が毎年審査し及び
承認する。

3及び4 (略)

第六節 電気通信標準化部門

第十三条 世界電気通信標準化総会

一八四 1 (略)

一八四 A 1の二 世界電気通信標準化総会は、憲章第一四五
A号の規定に従い、電気通信標準化部門の活動の
管理のための作業の方法及び手続を採択する権限
を有する。

一八五 2 (略)

一八六 3 (略)

するためのものを毎年作成すること。

3及び4 (略)

第六節 電気通信標準化部門

第十三条 世界電気通信標準化総会

一八四 1 (略)

一八五 2 (略)

一八六 3 世界電気通信標準化総会は、憲章第一〇四号の
規定に基づき、次のことを行う。

一八七 (a) (略)

一八七 (a) 電気通信標準化研究委員会が第一九四号の規定に従って作成した報告を審査し、この報告中の勧告案を承認し、修正し又は否決し、及び電気通信標準化諮問委員会が第一九七J号及び第一九七K号の規定に従って作成した報告を審査すること。

一八八 (b) (略)

一八八 (b) 連合の資源に対する要求を最小限度にとどめることが必要であることを考慮して、研究中の問題及び新たな問題の検討に基づく作業計画を承認し、それらの問題の優先度及び緊急度を決定し、並びにそれらの問題の研究を実施することによる会計上の影響及びその研究を完了するために必要な日程を評価すること。

一八九 (c) (略)

一八九 (c) 第一八八号の規定に基づいて承認した作業計画を考慮して、現在の研究委員会を存続させるべきか廃止すべきか及び新たな研究委員会を設置する必要があるかないかを決定し、並びに研究すべき問題を各研究委員会に割り当てること。

一九〇 (d) (略)

一九〇 (d) 開発途上国が関心のある問題の研究に参加す

一九一 (e) (略)

一九一の二 (f) 他の部会を存続させ、廃止し又は設置する必

要性について決定し、並びに当該他の部会の議長及び副議長を任命すること。

一九一の三 (g) 一九一の二号に規定する部会の付託事項を定めること。当該部会は、問題又は勧告を採択しない。

一九一A 4 (略)

一九一B 5 世界電気通信標準化総会については、同総会が開催される国の政府が指名した議長が主宰し、同総会が連合の所在地において開催されるときは、同総会で選出された議長が主宰する。議長は、同総会で選出された副議長によって補佐される。

第十四条 (略)

一九一 (e) 前回の世界電気通信標準化会議の後の電気通信標準化部門の活動に関する電気通信標準化局長の報告を審査し及び承認すること。

ることを容易にするため、できる限り、そのような問題を一括すること。

一九一A 4 (略)

一九一B 5 世界電気通信標準化総会においては、同総会が開催される国の政府が指名した者が議長となり、同総会が連合の所在地において開催されるときは、同総会で選出された者が議長となる。議長は、同総会で選出された副議長によって補佐される。

第十四条 (略)

第十四条のA 電気通信標準化諮問委員会

一九七C 1 電気通信標準化諮問委員会は、構成国の主管庁の代表者、部門構成員の代表者並びに研究委員会及び他の部会の議長に開放する。

一九七D 2 (略)

一九七E (1) (略)

一九七F (10) 業務計画に定める目標のうち電気通信標準化局が達成しなかつた又は達成することができなかつたものが含まれる分野を明らかにするため直前の期間の当該計画の実施状況について検討し、及び必要な是正措置をとるよう電気通信標準化局長に助言を与えること。

一九七F (2) (略)

一九七G (3) (略)

第十四条のA 電気通信標準化諮問委員会

一九七C 1 電気通信標準化諮問委員会は、構成国の主管庁の代表者、部門構成員の代表者及び研究委員会の議長に開放する。

一九七D 2 電気通信標準化諮問委員会は、次のことを行う。

一九七E (1) 電気通信標準化部門の活動に関する優先順位、計画、運用、財政事項及び戦略を検討すること。

一九七F (2) 第一八八号の規定に基づいて作成する作業計画の実施に関する進捗状況を検討すること。

一九七G (3) 研究委員会の業務のための指針を提供すること。

一九七 H (4) (略)

一九七 I (5) (略)

一九七 J (6) (略)

一九七 K (7) (略)

第十五条 電気通信標準化局

一九八 1 (略)

一九九 2 (略)

二〇〇 (a) 電気通信標準化研究委員会及び他の部会の議

長と協議の上、世界電気通信標準化総会が承認した作業計画を毎年最新のものとすること。

と。

一九七 H (4) 他の関係機関、無線通信部門、電気通信開発

部門及び事務総局との協力及び調整を促進するための措置を勧告すること。

一九七 I (5) 世界電気通信標準化総会が採用した運営方法に抵触しない運営方法を採用すること。

一九七 J (6) 電気通信標準化局長のため、これらの事項に関する措置を示す報告書を作成すること。

一九七 K (7) 世界電気通信標準化総会のため、第一九一 A号の規定に基づいて付託された問題について報告書を作成し、同総会に提出するため、当該報告書を電気通信標準化局長に送付すること。

第十五条 電気通信標準化局

一九八 1 (略)

一九九 2 電気通信標準化局長は、特に次のことを行う。

二〇〇 (a) 電気通信標準化研究委員会の議長と協議の上、世界電気通信標準化総会が承認した作業計

画を毎年最新のものとすること。

二〇一 (b) 世界電気通信標準化総会、電気通信標準化研究委員会及び他の部会の討議に、権利として、ただし顧問の資格で、参加すること。電気通信標準化局長は、電気通信標準化部門の総会及び会合の準備に不可欠なすべての措置をとるものとし、その措置をとるに当たっては、第九四号の規定により事務総局及び必要な場合には連合のその他の部門と協議し、並びにその準備に関して理事會が与えた指示に妥当な考慮を払う。

二〇二 (c) (略)

二〇三 (d) (略)

二〇一 (b) 世界電気通信標準化総会及び電気通信標準化研究委員会の討議に、権利として、ただし顧問の資格で、参加すること。電気通信標準化局長は、電気通信標準化部門の総会及び会合の準備に不可欠なすべての措置をとるものとし、その措置をとるに当たっては、第九四号の規定により事務総局及び必要な場合には連合のその他の部門と協議し、並びにその準備に関して理事會が与えた指示に妥当な考慮を払う。

二〇二 (c) 国際電気通信規則の関連規定又は世界電気通信標準化総会の決定を適用するに当たり、主管庁が提供した情報を処理し、必要な場合には、それらの情報を適当な形式によつて公表するための準備を行うこと。

二〇三 (d) 機械による読取りが可能な形式その他の形式により構成国及び部門構成員とデータを交換し、並びに電気通信標準化部門の文書及びデータベースを作成し及び必要に応じて常時整備しておくこと。また、必要に応じ事務総局長と協力して、それらの文書及びデータベースを憲章

二〇四 (e) (略)

二〇五 (f) (略)

二〇五 A (g) 電気通信標準化部門全体を支援するために電

気通信標準化局が行う活動の四年間の業務計画
(会計上の影響を含む。)であつて、次の年及
びその後の三年間を対象とするものを毎年作成
すること。この四年間の業務計画については、
第十四条のAの規定に従い電気通信標準化諮問

二〇四 (e) 第一七二号の規定に従い連合の業務用語によ
り公表するために必要な措置をとること。

二〇五 (f) 世界電気通信標準化総会に提出する報告にお
いて、前回の同総会の後の電気通信標準化部門
の活動を報告し、並びに二回目の同総会が招集
される場合を除くほか、前回の同総会の後の二
年の期間における同部門の活動に関する報告を
理事会、構成国及び部門構成員に提出するこ
と。

二〇五 A (g) 電気通信標準化部門が必要とする費用に基づ
いて予算見積書を作成し、並びに、当該予算見
積書が調整委員会によって審査され及び連合の
予算に含められるようにするため、事務総局長
に当該予算見積書を送付すること。

(h) 電気通信標準化諮問委員会による検討を経て
理事会に提出するため、電気通信標準化局が行
う活動の業務計画及び資金上の計画であつて電
気通信標準化部門全体を支援するためのものを
毎年作成すること。

委員会が検討し、並びに理事会が毎年審査し及び承認する。

二〇五 B (ウ) (略)

二〇五 C (ウ) (略)

3及び4 (略)

第七節 電気通信開発部門

第十六条 電気通信開発会議

二〇七 A 世界電気通信開発会議は、憲章第一四五A号の規

定に従い、電気通信開発部門の活動の管理のための作業の方法及び手続を採択する権限を有する。

二〇五 B (ウ) 電気通信標準化諮問委員会に対し必要な支援

を行い、並びに構成国、電気通信標準化部門の部門構成員及び理事会に対し同諮問委員会の業務の結果について毎年報告すること。

二〇五 C (ウ) 世界電気通信標準化総会の準備において、特に開発途上国の優先事項に関して、開発途上国に対して援助を与えること。

3及び4 (略)

第七節 電気通信開発部門

第十六条 電気通信開発会議

二〇八 1 (略)

二〇九 (a) (略)

二〇九 A (a) 世界電気通信開発会議は、他の部会を存続さ

せ、廃止し又は設置する必要性について決定し、並びに当該他の部会の議長及び副議長を任命する。

二〇九 B (a) 世界電気通信開発会議は、第二〇九 A 号に規

定する部会の付託事項を定める。当該部会は、問題又は勧告を採択しない。

二一〇 (b) 地域電気通信開発会議は、関係地域のニーズ及び特性を考慮して、電気通信の開発に関連する問題及び優先順位を検討する。同会議は、また、世界電気通信開発会議に勧告を提出することができる。

二〇八 1 電気通信開発会議の任務は、憲章第一一八号の

規定に基づき、次のとおりとする。

二〇九 (a) 世界電気通信開発会議は、電気通信の開発に関する問題及び優先順位を決定するために作業計画及び指示を作成し、並びに電気通信開発部門に対して当該作業計画に関する指針を与える。同会議は、必要に応じて、電気通信開発研究委員会を設置することができる。

二一〇 (b) 地域電気通信開発会議は、関係地域の電気通信に係る固有のニーズ及び特性に関し、電気通信開発局に助言を与えることができる。同会議

は、また、世界電気通信開発会議に勧告を提出することができる。

一一一 (c) (略)

一一二 (d) (略)

一一三 2 (略)

一一三 A 3 電気通信開発会議は、その権限内の特定の問題を、望ましいとされる措置を示して電気通信開発

諮問委員会に付託することができる。

一一一 (c) 電気通信開発会議は、開発途上国の電気通信網及び電気通信業務の拡大及び近代化並びにこれらのために必要な資源の移動に対して特別な考慮を払いつつ、世界的な電気通信及び地域的な電気通信の均衡のとれた発展のための目標及び戦略を定めるべきである。同会議は、政策上、組織上、運用上、規制上、技術上及び財政上の問題並びにこれらに係る問題（新たな財源の探求及びその財源からの資金調達を含む。）の検討を行う場とする。

一一二 (d) 世界電気通信開発会議及び地域電気通信開発会議は、それぞれの権限の範囲内において、提出された報告を検討し、及び電気通信開発部門の活動を評価する。これらの会議は、また、連合のその他の部門の活動に係る電気通信の開発に係る事項を検討することができる。

一一三 2 (略)

一一三 A 3 世界電気通信開発会議は、助言を得るため、その権限内の特定の問題について電気通信開発諮問委員会に付託することができる。

第十七条 (略)

第十七条のA 電気通信開発諮問委員会

二二五C 1 電気通信開発諮問委員会は、構成国の主管庁の代表者、部門構成員の代表者並びに研究委員会及び他の部会の議長及び副議長に開放する。

二二五D 8 (略)

二二五E (1) (略)

二二五F (10) 業務計画に定める目標のうち電気通信開発局が達成しなかつた又は達成することができなかつたものが含まれる分野を明らかにするため直前の期間の当該計画の実施状況について検討し、及び必要な是正措置をとるよう電気通信開発局長に助言を与えること。

二二五F (2) (略)

第十七条 (略)

第十七条のA 電気通信開発諮問委員会

二二五C 7 電気通信開発諮問委員会は、構成国の主管庁の代表者、部門構成員の代表者並びに研究委員会の議長及び副議長に開放する。

二二五D 8 電気通信開発諮問委員会は、次のことを行う。

二二五E (1) 電気通信開発部門の活動に関する優先順位、計画、運用、財政事項及び戦略を検討すること。

二二五F (2) 第二〇九号の規定に基づいて作成する作業計画の実施に関する進捗状況を検討すること。

二二五 G (3) (略)

二二五 H (4) (略)

二二五 I (5) (略)

二二五 J (6) (略)

二二五 K (7) 世界電気通信開発会議のため、第二二二 A 号

の規定に基づいて付託された問題について報告書を作成し、同会議に提出するため当該報告書を電気通信開発局長に送付すること。

二二五 K 9 (略)

第十八条 電気通信開発局

二二六 1 (略)

二二七 2 (略)

二二五 G (3) 研究委員会の業務のための指針を提供すること。

二二五 H (4) 無線通信部門、電気通信標準化部門及び事務総局並びに他の関係する開発機関及び金融機関との協力及び調整を促進するための措置を勧告すること。

二二五 I (5) 世界電気通信開発会議が採用した運営方法に抵触しない運営方法を採用すること。

二二五 J (6) 電気通信開発局長のため、これらの事項に関する措置を示す報告書を作成すること。

二二五 K 9 (略)

第十八条 電気通信開発局

二二六 1 (略)

二二七 2 電気通信開発局長は、特に次のことを行う。

二二八

(a) 電気通信開発会議、電気通信開発研究委員会及び他の部会の討議に、権利として、ただし顧問の資格で、参加すること。電気通信開発局長は、電気通信開発部門の会議及び会合の準備に関するすべての措置をとるものとし、その措置をとるに当たっては、第九四号の規定により事務総局及び必要な場合には連合のその他の部門と協議し、並びにその準備に関して理事会が与えた指示に妥当な考慮を払う。

二二九

(b) (略)

二二〇

(c) (略)

二二八

(a) 電気通信開発会議及び電気通信開発研究委員会の討議に、権利として、ただし顧問の資格で、参加すること。電気通信開発局長は、電気通信開発部門の会議及び会合の準備に関するすべての措置をとるものとし、その措置をとるに当たっては、第九四号の規定により事務総局及び必要な場合には連合のその他の部門と協議し、並びにその準備に関して理事会が与えた指示に妥当な考慮を払う。

二二九

(b) 全権委員会議及び電気通信開発会議の関連決議及び関連決定を適用するに当たり、主管庁が提供した情報を処理し、必要な場合には、それらの情報を適当な形式によって公表するための準備を行うこと。

二二〇

(c) 機械による読取りが可能な形式その他の形式により電気通信開発部門の構成員とデータを交換し、並びに同部門の文書及びデータベースを作成し及び必要に応じて常時整備しておくこと。また、必要に応じ事務総局長と協力して、それらの文書及びデータベースを憲章第一七二

二三二 (d) (略)

二三二 (e) (略)

二三三 (f) (略)

号の規定に従い連合の業務用言語により公表するために必要な措置をとること。

(d) 事務総局及び連合の他の部門と協力して、開発途上国の電気通信網の改善を援助するため、これらの国にとって特に有用と認められる技術及び業務に関する情報を収集し及び公表のために準備し、また、国際連合の主催する国際的計画が提供する可能性についてこれらの国の注意を促すこと。

(e) 世界電気通信開発会議に提出する報告において、前回の同会議の後の電気通信開発部門の活動を報告し、並びに前回の同会議の後の二年の期間における同部門の活動に関する報告を理事会並びに構成国及び部門構成員に提出すること。

(f) 電気通信開発部門が必要とする費用に基づいて予算見積書を作成し、並びに、当該予算見積書が調整委員会によって審査され及び連合の予算に含められるようにするため、事務総局長に当該予算見積書を送付すること。

一一三三A

㊦ 電気通信開発部門全体を支援するために電気通信開発局が行う活動の四年間の業務計画（会計上の影響を含む。）であつて、次の年及びその後の三年間を対象とするものを毎年作成すること。この四年間の業務計画については、第十条のAの規定に従い電気通信開発諮問委員会が検討し、並びに理事会が毎年審査し及び承認する。

一一三三B

㊦ (略)

3から5まで

(略)

第八節 三部門に共通の規定

第十九条から第二十二條まで

(略)

第二章 会議及び総会に関する特別の規定

一一三三A

㊦ 電気通信開発諮問委員会による検討を経て理事会に提供するため、電気通信開発局が行う活動の業務計画及び資金上の計画であつて電気通信開発部門全体を支援するためのものを毎年作成すること。

一一三三B

㊦ 電気通信開発諮問委員会に対し必要な支援を行い、並びに構成国、電気通信開発部門の部門構成員及び理事会に対し同諮問委員会の業務の結果について毎年報告すること。

3から5まで

(略)

第八節 三部門に共通の規定

第十九条から第二十二條まで

(略)

第二章 会議及び総会に関する一般規定

二五五	削除
二五六	削除
二五七	削除
二五八	削除
二五九	削除
二六〇	削除
二六一	削除
二六二	削除
二六二A	削除
二六三	削除

第二十三条 招請政府がある全権委員会議への招請及び参加の承認

二五五	1 全権委員会議の正確な場所及び期日は、招請政府と協議の上、第一条の規定に従つて定める。
二五六	2 (1) 招請政府は、全権委員会議の開会日の一年前に、各構成国の政府に招請状を發出する。
二五七	(2) 招請状は、直接に又は事務総局長若しくは他の政府の仲介により發出することができる。
二五八	3 事務総局長は、次に掲げるものに対し、オブザーバーを派遣するよう招請する。
二五九	(a) 国際連合
二六〇	(b) 憲章第四十三条に規定する電気通信に関する地域的機関
二六一	(c) 衛星システムを運用する政府間機関
二六二	(d) 国際連合の専門機関及び国際原子力機関
二六二A	(e) 第二二九号及び第二三一号に掲げる部門構成員並びに国際的な性格を有する機関であつて当該部門構成員を代表するもの
二六三	4 (1) 構成国の回答は、全権委員会議の開会の少な

二六四 削除

二六五 削除

二六六 削除

二六七 1 次に掲げる者は、全権委員会議に参加することを承認される。

二六八 (a) (略)

二六八 A (b) 顧問の資格で参加する連合の役員

二六八 B (c) 第一四一 A号の規定に従い無線通信規則委員会から顧問の資格で参加する者

二六九 (d) 次に掲げる機関及び団体のオブザーバー

二六四 かつとも一箇月前に招請政府に到着しなければならない。この回答は、代表団の構成に関するすべての事項をできる限り示すものでなければならない。

二六五 (2) 招請政府に対する回答は、直接に又は事務総局長若しくは他の政府の仲介により行うことができる。

二六六 (3) 第二五九号から第二六二 A号までに掲げる機関の回答は、全権委員会議の開会日の一箇月前に事務総局長に到着しなければならない。

二六七 5 事務総局及び連合の三部門の局は、顧問の資格で全権委員会議に代表者を出席させる。

二六八 6 次に掲げる者は、全権委員会議に参加することを承認される。

二六九 (a) 代表団

二六九 (b) 第二五九号から第二六二 A号までの規定により招請されるもののオブザーバー

二六九A (i) 国際連合

二六九B (ii) 憲章第四十三条に規定する電気通信に関する地域的機関

二六九C (iii) 衛星システムを運用する政府間機関

二六九D (iv) 国際連合の専門機関及び国際原子力機関

二六九E (v) 第二二九号及び第二三二号に掲げる部門構成員並びに国際的な性格を有する機関であつて当該部門構成員を代表するもの

二六九F 2 事務総局及び連合の三部門の局は、顧問の資格で全権委員会議に代表者を出席させる。

第二十四条 無線通信会議への参加の承認

二七〇 削除

二七一 削除

二七二 削除

第二十四条 招請政府がある無線通信会議への招請及び参加の承認

二七〇 1 無線通信会議の正確な場所及び期日は、招請政府と協議の上、第三条の規定に従つて定める。

二七一 2 (1) 第二五六号から第二六五号までの規定は、無線通信会議について準用する。

二七二 (2) 構成国は、受領した無線通信会議への招請状について、部門構成員に通知すべきである。

二七三 削除

二七四 削除

二七五 削除

二七六 1 次に掲げる者は、無線通信会議に参加することを承認される。

二七七 (a) (略)

二七八 (b) 第二六九A号から第二六九D号までに掲げる機関のオブザーバー

二七九 (c) 連合の会議、総会及び会合の一般規則第一章の関連規定に従い、政府によって招請され及び無線通信会議により参加することを承認される他の国際機関のオブザーバー

二七三 3 (1) 招請政府は、理事会と合意の上又は理事会の提案により、第二五九号から第二六二号までに掲げる機関以外の国際機関であつて、顧問の資格で無線通信会議に参加するオブザーバーを派遣することを希望する可能性があるものに通知を发出することができる。

二七四 (2) 第二七三号に規定する国際機関で関心を有するものは、招請政府に対し、通知の日付の日から二箇月の期間内に、参加の承認を請求する。

二七五 (3) 招請政府は、参加の承認の請求を集める。参加の承認の決定は、無線通信会議が自ら行う。

二七六 4 次に掲げる者は、無線通信会議に参加することを承認される。

二七七 (a) 代表団

二七八 (b) 第二五九号から第二六二号までに掲げる機関のオブザーバー

二七九 (c) 第二七三号から第二七五号までの規定により参加することを承認される国際機関のオブザーバー

二八〇 (d) (略)

二八一 削除

二八二 (e) 地域無線通信会議に投票権なしで参加する他の地域の構成国のオブザーバー

二八二 A (f) 連合の役員及び無線通信規則委員会の委員。
ただし、顧問の資格によるものとし、また、連合の役員については、その権限内の問題を会議
が取り扱う場合に限る。

第二十五条 無線通信総会、世界電気通信
標準化総会及び電気通信開発
会議への参加の承認

二八〇 (d) 無線通信部門の部門構成員であつて、関係構
成国によつて正当に許可されるものを代表する
オブザーバー

二八一 (e) 連合の役員及び無線通信規則委員会の委員。
ただし、顧問の資格によるものとし、また、連
合の役員については、その権限内の問題を会議
が取り扱う場合に限る。

二八二 (f) 地域無線通信会議に投票権なしで参加する他
の地域の構成国のオブザーバー

第二十五条 招請政府がある無線通信総
会、世界電気通信標準化総会
及び電気通信開発会議への招
請及び参加の承認

二八三 削除
 二八四 削除
 二八五 削除
 二八六 削除
 二八七 削除
 二八八 削除
 二八九 削除
 二九〇 削除
 二九一 削除
 二九二 削除
 二九三 削除

二八三 1 各総会又は各会議の正確な場所及び期日は、招請政府と協議の上、第三条の規定に従って定める。

二八四 2 事務総局長は、総会又は会議の開会日の一年前に、関係局長と協議の上、次に掲げるものに招請状を発出する。

二八五 (a) 各構成国の主管庁

二八六 (b) 関係部門構成員

二八七 (c) 憲章第四十三条に規定する電気通信に関する地域的機関

二八八 (d) 衛星システムを運用する政府間機関

二八九 (e) その他の地域的機関又は国際機関であつて総会又は会議に係る問題を取り扱うもの

二九〇 3 事務総局長は、更に、次に掲げる機関に対し、オブザーバーを派遣するよう招請する。

二九一 (a) 国際連合

二九二 (b) 国際連合の専門機関及び国際原子力機関

二九三 4 回答は、総会又は会議の開会の少なくとも一箇月前に事務総局長に到着しなければならない。この回答は、代表団又は代表者の構成に関するすべ

二九四 削除

二九五 1 次に掲げる者は、総会又は会議に参加することを承認される。

二九六 (a) (略)

二九七 (b) 次に掲げる機関のオブザーバー

二九八 削除

二九八 A (i) 憲章第四十三条に規定する電気通信に関する地域的機関

二九八 B (ii) 衛星システムを運用する政府間機関

二九八 C (iii) その他の地域的機関又は国際機関であつて総会又は会議に係る問題を取り扱うもの

二九八 D (iv) 国際連合

二九八 E (v) 国際連合の専門機関及び国際原子力機関

二九八 F (c) 関係部門構成員の代表者

二九八 G 2 連合の役員、事務総局及び各局は、適当な場合

ての事項をできる限り示すものでなければならぬ。

二九四 5 事務総局及び連合の役員は、顧問の資格で総会又は会議に代表者を出席させる。

二九五 6 次に掲げる者は、総会又は会議に参加することを承認される。

二九六 (a) 代表団

二九七 (b) 第二八七号から第二八九号まで、第二九一号及び第二九二号の規定により招請される機関のオブザーバー

二九八 (c) 関係部門構成員の代表者

には、顧問の資格で総会又は会議に代表者を出席させる。無線通信規則委員会が指名した二名の委員は、顧問の資格で無線通信総会に参加する。

二九九 削除

三〇〇 削除

三〇一 削除

第二十六条 構成国の請求又は理事会の提案による世界会議又は総会の招集又は取りやめに関する手続

二九九 1 全権委員会議から全権委員会議までの間における二回目の世界電気通信標準化総会の招集並びに当該総会の正確な場所及び期日の決定又は二回目の世界無線通信会議若しくは二回目の無線通信総会の取りやめのための手続は、次のとおりとする。

三〇〇 2 (1) 二回目の世界電気通信標準化総会の招集を希望する構成国は、その旨を、当該総会の場所及び期日に関する提案とともに、事務総局長に通知する。

三〇一 (2) 事務総局長は、構成国の少なくとも四分の一から一致した請求を受けたときは、これを最も

三〇一 削除

三〇二
適切な電気通信手段によって直ちにすべての構成国に通知し、この請求を受諾するかしないかを六週間以内に表明するよう構成国に要請する。

三〇三 削除

三〇三
(3) 第四七号の規定に従って決定される構成国の過半数が第三〇一号の請求に係る提案の全体に賛成することを表明するとき、すなわち、提案された場所及び期日を同時に受諾するときは、事務総局長は、その旨を最も適当な電気通信手段によって直ちにすべての構成国に通知する。

三〇四 削除

三〇四
(4) 受諾された提案が連合の所在地以外において二回目の世界電気通信標準化総会を開催しようとするものであるときは、事務総局長は、招請政府と合意の上、当該総会の招集に必要な措置をとる。

三〇四
(5) 提案の全体（場所及び期日）が第四七号の規定に従って決定される構成国の過半数によって受諾されないときは、事務総局長は、受領した回答を構成国に通知し、異論が生じた事項について、その通知の受領の日から起算して六週間

三〇五 削除

三〇六 削除

三〇七 削除

以内に最終的に意思を表明するよう構成国に要請する。

三〇五

(6) 異論が生じた事項は、第四七号の規定に従つて決定される構成国の過半数が承認したときは、採択されたものとみなす。

三〇六

3

(1) 一回目の世界無線通信会議又は二回目の無線

通信総会の取りやめを希望する構成国は、その旨を事務総局長に通知する。事務総局長は、構成国の少なくとも四分の一から一致した請求を受けたときは、これを最も適当な電気通信手段によつて直ちにすべての構成国に通知し、この請求を受諾するかしないかを六週間以内に表明するよう構成国に要請する。

三〇七

(2) 第四七号の規定に従つて決定される構成国の

過半数が第三〇六号の請求に係る提案に賛成することを表明するときは、事務総局長は、その旨を最も適当な電気通信手段によつて直ちにすべての構成国に通知するものとし、一回目の世界無線通信会議又は二回目の無線通信総会は、取りやめるものとする。

三〇八 削除

三〇八 4 第三〇一号から第三〇七号までに定める手続

(第三〇六号に定めるものを除く。)は、理事会が二回目の世界電気通信標準化会議の招集又は二回目の世界無線通信会議若しくは二回目の無線通信総会の取りやめを提案する場合について準用する。

三〇九 削除

三〇九 5 世界国際電気通信会議の招集を希望する構成国

は、その旨を全権委員会議に提案する。同会議の議事日程並びに正確な場所及び期日は、第三条の規定に従って定める。

第二十七条 構成国の請求又は理事会の提案による地域会議の招集に関する手続

三二〇 削除

三二〇 地域会議の場合には、第三〇〇号から第三〇五号

までに定める手続を関係地域の構成国の間において準用する。会議の招集が当該地域の構成国の発議によって行われるときは、事務総局長が当該地域の構成国の四分の一から一致した請求を受けることで

足りる。また、第三〇一号から第三〇五号までに定める手続は、理事会が地域会議の招集を提案する場合について準用する。

第二十八条 招請政府がない会議又は総会に関する規定

招請政府がない会議又は総会を開催しなければならないときは、第二十三条から第二十五条までの規定を準用する。事務総局長は、スイス連邦政府と合意の上、連合の所在地において会議又は総会を招集し及び組織するため、必要な措置をとる。

第二十九条 会議又は総会の場所又は期日の変更

1 会議又は総会の招集に関する第二十六条及び第二十七条の規定は、構成国の請求又は理事会の提案によって会議又は総会の正確な場所又は期日を変更する場合について準用する。ただし、その変

三二一 削除

三二二 削除

三二一

三二二

三二三 削除

三二四 削除

三二五 削除

三二六 削除

更は、第四七号の規定に従って決定される関係構成国の過半数が賛成の意思を表明した場合に限り、行うことができる。

三二三 2 会議又は総会の正確な場所又は期日の変更を提案する構成国は、必要な数の他の構成国の支持を得なければならない。

三二四 3 事務総局長は、必要な場合には、場所又は期日の変更から生ずることのある会計上の影響（例えば、当初定められた場所における会議の開催を準備するためには要した経費がある場合における影響）を第三〇一号に規定する通知で通報する。

第三十条 会議に対する提案及び報告の提出の期限及び方法

三二五 1 この条の規定は、全権委員会、世界無線通信

会議、地域無線通信会議及び世界国際電気通信会議について適用する。

三二六 2 事務総局長は、招請状が発出された後直ちに、

構成国に対し、会議の業務に関する提案を会議の

三二七 削除

三二八 削除

三二九 削除

三三〇 削除

開会日の少なくとも四箇月前に事務総局長に送付するよう要請する。

三二七 3 その採用が憲章、この条約又は業務規則の改正

をもたらす提案は、改正を必要とする部分を規定番号によつて表示しなければならず、それぞれの場合につき、その理由をできる限り簡潔に示さなければならぬ。

三二八 4 事務総局長は、構成国から提案を受領した場合

には、当該提案がいずれの構成国によつて行われたかを明らかにするため、連合が当該構成国のために作成した記号を用いて注を付する。二以上の構成国が一の提案を提出した場合には、できる限り、各構成国の記号を用いて注を付する。

三二九 5 事務総局長は、提案を受領することに、これを

すべての構成国に通知する。

三三〇 6 事務総局長は、構成国の提案を集めて整理し、

及び提案を受領することに、かつ、いかなる場合にも会議の開会日の少なくとも二箇月前に、これを構成国に通知する。連合の役員及び職員並びにこの条約の関連規定により会議に出席することが

三三二 削除

三三一 削除

三三三 削除

第三十一条 会議のための委任状

1から4まで (略)

三三四 5 委任状は、できる限り速やかに会議の事務局に寄託しなければならない。このため、構成国は、委任状を会議の開始日前に事務総局長に送付すべきであり、事務総局長は、会議の事務局が設置さ

できるオブザーバー及び代表者は、提案を提出する権限を有しない。

三三二 7 事務総局長は、また、構成国、理事会及び連合の各部門から受領した報告並びに会議が作成した勧告を集め、自己の報告とともに、会議の開会の少なくとも四箇月前に構成国に送付する。

三三一 8 事務総局長は、第三一六号に定める期限の後に受領した提案については、実行可能な限り速やかにすべての構成国に通知する。

三三三 9 この条の規定は、憲章第五十五条及びこの条約第四十二条に定める改正の手續に関する規定の適用に影響を及ぼすものではない。

第三十一条 会議のための委任状

1から4まで (略)

三三四 5 委任状は、できる限り速やかに会議の事務局に寄託しなければならない。委任状の審査は、会議及び他の会合の内部規則第二三号に規定する委任状委員会が行う。同委員会は、その結論に関する

れた後速やかに当該委任状を当該事務局に送付する。委任状の審査は、連合の会議、総会及び会合の一般規則第六八号に規定する委任状委員会が行う。同委員会は、その結論に関する報告を本会議が定める期間内に本会議に提出する。代表団は、本会議がこれについて決定を行うまでの間、業務に参加し、及び関係構成国の投票権を行使する権限を有する。

6から10まで (略)

第三十二条 連合の会議、総会及び会合の一般規則

三三九A 1 連合の会議、総会及び会合の一般規則は、全権委員会が採択する。当該一般規則の改正の手段及び改正の効力発生に関する規定は、当該一般規則に定める。

三四〇 2 憲章第五十五条及びこの条約第四十二条に定める改正の手段に関する規定が適用される場合を除くほか、連合の会議、総会及び会合の一般規則を

報告を本会議が定める期間内に本会議に提出する。代表団は、本会議がこれについて決定を行うまでの間、業務に参加し、及び関係構成国の投票権を行使する権限を有する。

6から10まで (略)

第三十二条 会議及び他の会合の内部規則

三三九A 会議及び他の会合の内部規則は、全権委員会が採択する。当該内部規則の改正の手段及び改正の効力発生に関する規定は、当該内部規則に定める。

三四〇 憲章第五十五条及びこの条約第四十二条に定める改正の手段に関する規定が適用される場合を除くほか、この章に定める内部規則を適用する。

適用する。

第三十二条のA (略)

第三十二条のB (略)

第四章 その他の規定

第三十三条 会計

1から3まで (略)

四七六 4 (1) 第二六九A号から第二六九E号までに掲げる

機関及び他の国際的な性格を有する機関(理事
会が相互主義を条件としてその分担を免除する
場合を除く。)並びにこの条約に従い、全権委
員会議、連合の部門の会議、総会若しくは会合
又は世界国際電気通信会議に参加する部門構成
員は、これらが参加する会議及び会合の経費に
基づき、かつ、財政規則に従い、これらの会

第三十二条のA (略)

第三十二条のB (略)

第四章 その他の規定

第三十三条 会計

1から3まで (略)

四七六 4 (1) 第二五九号から第二六一A号までに掲げる機

関及び他の国際的な性格を有する機関(理事會
が相互主義を条件としてその分担を免除する場
合を除く。)並びに全権委員會議、連合の部門
の會合又は世界國際電氣通信會議に参加する部
門構成員(自己の属する部門の會議又は總會に
出席している場合を除く。)は、これらが参加
する會議及び會合の経費に基づき、かつ、財政

議、総会及び会合の経費を分担する。ただし、部門構成員が自己の属する部門の会議、総会又は会合に出席する場合（地域無線通信会議に出席する場合を除く。）は、別個に当該経費を分担することはない。

四七七 (2) (略)

四七八 (略)

四七九 (略)

四八〇 (5) (略)

四八〇A (20) (略)

規則に従い、当該会議及び会合の経費を分担する。

四七七 (2) 第三三七号の一覧表に掲げる部門構成員は、

第四八〇号及び第四八〇A号の規定に従って連合の部門の経費を分担する。

四七八 削除

四七九 削除

四八〇 (5) 各関係部門の経費に関する分担単位当たりの

分担金額は、構成国の分担単位当たりの分担金額の五分の一に定める。このようにして定められる分担金は、連合の収入とする。この分担金に対しては、第四七四号の規定に従って利子を付する。

四八〇A (20) 部門構成員が憲章第一五九号の規定に従って

連合の経費を分担するに当たっては、その分担金が割り当てられる部門は、特定される。

四八一 (略)
四八二 (略)
四八三 (略)
四八三A (略)

四八四 5 (略)

6及び7 (略)

第三十四条及び第三十五条 (略)

第五章 電気通信業務の運用に関する
諸種の規定

第三十六条から第四十条まで (略)

第六章 仲裁及び改正

四八一 削除
四八二 削除
四八三 削除

四八三A 第二四一A号に掲げる準部門構成員は、理事会の

決定するところに従い、自己の参加する部門、研究
委員会及びその部会の経費を分担する。

四八四 5 理事会は、連合の製品及び業務のための費用の
回収について適用するための基準を決定する。

6及び7 (略)

第三十四条及び第三十五条 (略)

第五章 電気通信業務の運用に関する
諸種の規定

第三十六条から第四十条まで (略)

第六章 仲裁及び改正

第四十一条 (略)

第四十二条 この条約の改正に関する規定

1から4まで (略)

五三三 5 第五一九号から第五二二号までに特に規定する
場合を除くほか、連合の会議、総会及び会合の一般規則を適用する。

(以下略)

第四十一条 (略)

第四十二条 この条約の改正に関する規定

1から4まで (略)

五三三 5 第五一九号から第五二二号までに特に規定する
場合を除くほか、この条約に定める会議及び総会に関する一般規定並びに会議及び他の会合の内部規則を適用する。

(以下略)